

『三禮注』より見た鄭玄の禮思想

高 橋 忠 彦

1

後漢期の經學及び思想情況を考えるうえで、鄭玄の學問の持つ重要さに就いては、更めて言う必要がなく、特にその中心となつてゐる禮學に關しても同様であろう。ところで、彼が、『周禮』・『儀禮』・『禮記』を通じて施した注釋であるところの『三禮注』の特色としては、

「要するに鄭玄の『三禮注』は、『三禮』全部の注を完成したために前人未到といわれているが、實は『三禮』の緊密な關連づけと、『三禮』全體を一定の體系に組成していることにおいて、まさに古今獨歩であつたといふべきである。」(加賀榮治氏の『中國古典解釋史(魏晉篇)』P.15)

と言われる如く、その體系性が指摘されている。

ここで加賀氏の言われているのは、主に資料を體系的に用いた禮制の再構成という意味での體系性であるが、そのようにして想定された、理想的な禮制自體、鄭玄の考えによれば、體系的秩序をなすものであったようである。

例えば、『禮記・禮器』の「禮なる者は、天時に合し、地財に設け、鬼神に順い、人心に合し、萬物を理める者なり」とか、同じく「禮な

る者は、猶體の」ときなり(注に「人の身體の若し」とある)」、或はまた『禮記・喪服四制』の「禮の言は體なり。故に之を禮と謂う。

本、法則有りて生ずるを言うなり」等の箇處に見られる發想は、鄭玄の禮思想に影響を與えたであろうし、『禮記大題正義』に引く鄭玄の『序』では、實際、「禮は體なり、履なり。之を心に統ぶるを體と曰い、踐みて之を行なうを履と曰う」と言つており、禮制の本質として、體系的秩序を重視していくことが窺える。

従つて、鄭玄が『三禮』という、内容的に見れば雑多な文獻に對して、それにもかかわらず、體系的な注釋を施しているとすれば、その事實自體が、彼の禮に對する考え方を表わしていると言えるが、さらにはその注を通じて、彼の禮思想、即ち、禮の本質をどう捕えていたかに就いて、具體的に考察することが可能であると思われる。

しかし、『三禮注』自身は、あくまでも經文に對する解釋として存在するわけで、ここから彼自身の思想を引き出す爲には、意圖的な操作に由らなければならぬ。一方で、各處に現われる注文を相互に比較して、注釋の形式の中に法則性があれば、それを見出すことが必要であり、他方、『禮記』その他の文獻に見られる禮論との關係にも注

ところで、それ以前に検討しなければならないのは、禮に關する彼の思想が、凡例という形で、『三禮注』の中に、直截に現われているのではないか、ということである。確かに、「凡そ……」とう注文は、幾つか見られるものであり、例えば、

『禮記・樂記』「富爲君、商爲臣、角爲民、徵爲事、羽爲物」

注「凡そ聲は、濁れる者尊にして、清き者卑たり」

『儀禮・燕禮』「小臣設公席于阼階上、西鄉……」

注「……後に公の席を設くるは、凡そ禮、卑者先ず事に即き、尊者後るればなり」

とあるように、禮制度を通じて見られる一般法則を述べている。ことに後者のような場合は、より抽象的に、尊卑と先後の關係を論じていふと言えよう。(但し、賈疏によれば、さほど普遍的な法則ではないらしい)

しかし、このような例はあるとはいゝ、その絶對數から言つても、この種の記事からだけでは、鄭玄の禮思想を云々することは困難である。要するに、『三禮注』に於いて、「凡」の類が前面に出ているとは言い難く、春秋學と比べても明らかになると思うが、凡例を表わすことを、注釋の主な意圖としてはいないよう思われる。實際、「凡」の用例は、『三禮』の經文自體のほうが目立つてゐるのである。

従つて、『三禮注』の禮思想を考えるためには、上述したように、注釋自身が、如何なる體系を基盤にしているか、或は表現しているかに就いて検討しなければならない。

うなものが強調されているか、検討してみよう。『周禮』は、その性格として、官制の細かな規定が詰されて、全體として國家の秩序を述べたものと言えるが、注に於いて、そのような秩序を表現する言葉として用いられていると思われるのが、「尊卑」である。

『周禮・天官内小臣職』「正内人之禮事」

注「正すとは、尊卑を異にするなり」

のような場合、これだけを見れば、經文に即した注釋に過ぎないようである。しかし、敢えて「尊卑」なる語を用いた點に注目すると、同様の用例が多いことに氣付くのである。以下、『周禮注』に於ける、官制秩序(ここでは禮と言ひ換えてよい)を「尊卑」で表現する例を列舉すると、

『春官小宗伯職』「掌五禮之祭令與其用等」

注「用等とは、牲器の尊卑の差なり」

『春官冢人職』「凡諸侯居左右以前、士居後、各以其族」

注「子孫各々其の出づる所の王に就く。尊卑を以つて其の前後に處る」

『同上』「以爵等爲丘封之度與其樹數」

注「尊卑を別つなり」

『夏官大司馬職』「設儀辨位、以等邦國」

注「辨は別なり。尊卑の位を別つ」

『秋官小行人職』「掌邦國賓客之禮籍」

注「禮籍とは、名位尊卑の書なり」

のような例が見出される。これらは、それぞれ、内容に即した經書解釋ではあるが、通觀してみると、鄭注に於いては、禮=秩序を、「尊卑」を中心にして考へる傾向があることが豫想されてくる。『禮記注』

まず第一に、禮制という秩序を作りあげてゐる原理として、どのよ
『三禮注』より見た鄭玄の禮思想

に於いても、

『玉藻』「凡賜、君子與小人不同日」

注「尊卑を慎む」

の如く、尊卑の差別が重要であるとされる。先の例でも「別尊卑」という表現があつたが、同様な表現が、

『儀禮・燕禮』「主人洗升賓散、獻卿于西階上」

注「酬して後、卿に獻するは、尊卑を別つなり」

『儀禮・既夕禮』「室中唯主人主婦坐、兄弟有命夫命婦在焉亦坐」

注「尊卑を別つなり」

として、各處に散見する。禮の規定による特定の行動の意味づけとして、「別尊卑」という表現をすることの意味を考えると、尊者と卑者が異った行動をとることによって、それぞれの秩序内での位置が明確に示され、再確認されるという機能を、禮に見出しているのではないかと思われる。

この種の表現を、探してみると、

『儀禮・昏禮』「特豚、合升、側載……」

注「側載とは、右脛は之を舅姐に載せ、左脛は之を姑姐に載す。尊卑を異にするなり」

と言うのも同様であるし、「尊」と「卑」を並列させた言い方、例えば

『禮記・曲禮下』「天子穆穆、諸侯皇皇、大夫濟濟、士踰踰、庶人僬僬」

注「凡そ行容、尊者は體盤にして、卑者は體蹙たり」

の如きものも、人間社會全體の秩序を考える時、「尊卑」が軸になる傾向と無縁でなかろう。

「尊」と「卑」は、單に二分法的に、兩者の別や異が強調されるだけではなく、「尊卑の差」という形で、禮的秩序の組み立てを説明する働きも與えられている。

『儀禮・聘禮』「饋之以其禮……」

注「凡そ人に賜うに姓生を以つてするを饋と曰う。饋は猶裏のごときなり。給なり。其の禮を以つてすることは、尊卑に常差有るなり」

という箇處に於いて、「禮」を「尊卑の常差」と言い換えているのは、上で引いた『周禮注』と似ているが、このようにも邈然と、禮の規定=尊卑の差とする注釋ばかりではなく、より具體的に「尊卑の差」が運用されていることが多い。例えば、

『周禮・考工記』「玉人之事……天子用全、上公用龍、侯用瓊、伯用將」

注「全は純玉なり。……龍、瓊、將は皆雜名なり。卑者尊に下るに、輕重を以つて差と爲す。玉多ければ則ち重く、石多ければ則ち輕し」

とあるのは、「輕重」の概念を媒介として尊卑の差等を説明しているのであるし、

『儀禮・鄉飲酒禮』「主人一相、迎于門外、再拜賓、賓答拜、拜介、介答拜、揖衆賓」

注「差、益々卑なり」（疏「差益卑とは、上文で主人は賓を迎へ、介に拜しているので、介は賓より「差卑」ということになる。ここで主人は衆賓には拜さず、揖するだけであるから、「差益卑」と言ったのである。）

と、いうように、卑者と尊者の間の様々な段階の差を明らかにする方向で、注釋がつけられていると言える。

しかし、言うまでもないことだが、『三禮』の經文に書かれた禮制自體が、そのような「尊卑の差」によって作りあげられている以上、『三禮注』がその點を強調していることに獨自性を見出すことは困難のようにも見える。だが、『三禮注』に於いては、既存の禮制を解釋する場合の他に、より正しい禮を復元しようとする傾向が見られるのであり、そういう場合にも、「尊卑」の原理が用いられていることには注目せねばならない。一例を挙げると、

『禮記・喪大記』「君沐梁、大夫沐稷、士沐梁……」

注「士喪禮に稻に沐す。此に士梁に沐すと云うは、蓋し天子の士なり。差率を以つて之を上せば、天子は黍に沐すか」のように、「差率」に従つて、缺けている禮を類推している場合がそれである。ここでは「尊卑の差」が積極的な類推の手段として用いられている。

従つて、以上の點から考えると、鄭玄が『三禮』を體系的に解釋するうえで、「尊卑」の差等ということが重視されていると言えるであろう。ところで、禮の規定が、尊卑の差と、具體的にどう關係しているかについて、『禮記・禮器』では、「多を以つて貴と爲す」とか「少を以つて貴と爲す」とかの様々な分類による理論づけを行なつておらず、『儀禮・特牲饋食禮』「魚十有五」

注「少牢饋食禮に亦た『十有五而俎』と云う。尊卑同じ。此れ所謂『經而等』なり。」

のようない、尊卑に關する禮の異同についての注で、『禮器』の文を引いていることもあることから考えると、ある程度の影響を與えているのであるう。

『三禮注』より見た鄭玄の禮思想

といひで、『三禮注』で強調されている差別原理は、「尊卑」だけではない。『禮記・喪服四制』の「夫れ、禮は吉凶道を異にし、相い干すを得ず。之を陰陽に取る（注「吉禮と凶禮は道を異にする。衣服、容貌及び器物を謂うなり」）」などに基づいて、

『禮記・曾子問』「曾子ト曰、卿大夫將焉戸、於公受宿矣、而有齊衰内喪、則如之何。孔子曰、出舍於公館以待事、禮也」

注「吉凶は以て處を同じにせず」

と注を施す場合や、或は

『禮記・檀弓下』「孔子謂、爲明器者、知喪道矣、備物而不可用也」

注「神と人と道を異にすれば、則ち相い傷らず」

と言い、また

『禮記・曲禮下』「君無故、玉不去身、大夫無故、不徹縣、士無故、不徹琴瑟」

注「憂樂相い干さざるなり。故とは災患喪病を謂う」

と言う場合を見れば、「吉凶」「神人」「憂樂（吉凶と略同）」の差が、禮に於いて強調されねばならないとするようである。表現上も互いに似た點がある。確かに「尊卑」ほど表面には現われないが、これらの概念も、禮解釋に於いて無視できない。いずれにせよ、差別による秩序として禮を捕える點では、「尊卑」の場合と同様である。

「異尊卑」の語に示されるように、『三禮注』が想定している理想的な禮制に於いては、それぞれの行爲が、行爲者の立場や身分に應じて、他と區別されることが原則とされる。従つて、ある行爲なり裝飾なりは、他の行爲や裝飾との違いによつて、その意義を持つことになる。このような考え方を背景として、『三禮注』が書かれていることを、

端的に表わしているのが、以下に述べる注釋の形式としての「異」と「變」である。

「異」から言うと、ある儀禮的行爲が「異於……」の形で意味づけられているのが問題になるのだが、例えば

『儀禮・士冠禮』「冠者筵西拜、受解、賓東面答拜」

注「東面するは、人と成るを明らかにし、與に禮を爲す。主人に答うるに異なる」

のよう、「異於答主人」という場合がある。賓が東面するのは、『鄉飲酒禮』や『鄉射禮』で、主人に答えて北面するのと異なっている。違う所に意味がある、ということであろう。

今のは、他の具體的行爲との「異」を言うものであるが、
『儀禮・士昏禮』「主人出門左、西面、婿入門、東面、奠擎再拜出」
注「大門を出でざるは、賓客に異なる」

のよう、立場の違いに相應しい行爲として意味づけるために「異於」という注釋が加えられることが多い。
ところで、先述したように、禮の秩序に於いて重要視されるのが、上下尊卑の關係である以上、「異」は、尊卑の位に應じた行爲として、上あるいは下との區別を示すことになる。

『儀禮・燕禮』「公祭如賓禮、膳宰贊授肺、不拜酒、立卒爵、坐奠爵、拜執爵興」

注「凡そ異なるものは、君は尊なれば賓と變れるなり」

を見れば、公が賓と變った行爲をとる場合、それは公が賓より尊い理由によるものであり、逆に言えば、その異によつて、公の尊が示される、という形になつてゐることがわかる。『三禮注』に於いて、この種の表現は、極めて目立つたものであつて、一つの特色と見なしうる

のである。

しかし、上で見たように、禮の秩序に於いて、區分の原理となつてゐるのは、尊卑だけでなく、「神人」の差も考えられていたが、それに対應する形で、「異於」も亦、鬼神と生人の區別を強調する場合にも用いられている。例えば

『禮記・檀弓下』「其曰明器、神明之」

注「死者を神明にし、生人に異なりとす」

であるとか、

『儀禮・有司徹』「奠於筵上、左之」

注「之を左にするは、鬼神に異なりとす。生人は陽なれば左を長び、鬼神は陰なれば右を長ぶ」

の場合は、問題となつてゐるのは、生人と鬼神の違いが、禮制上の區別に對應している、ということである。

ところで、上に述べたように、「尊卑」の差等に對しても、「鬼神と生人」の違いに對しても、同じ「異於」という形が用いられていることから考へると、尊者の如き、身分的に上の存在に對して、鬼神の如き、宗教的に人間より高次の存在に對しての場合と、根本的な區別がなされていないのではないか、という推測が成り立つ。この點に關しては、「喪」の語を検討する際に論ずるであろう。

次に「變」という語の、『三禮注』での用法を見てみよう。結論から先に言うと、「變」と「異」は、ほとんど違ひがないように使われていると思われるので、「異」と同じ順番で用例を擧げると、先ず

『儀禮・士昏禮』「婦東面、拜受、贊西面階上、北面拜送、婦又拜、薦脯醢」

注「婦東面して拜す。贊北面して之に答う。大夫始めて冠し、人と

成るの禮と變わる」

の如く、他の役割との違い（ここでは介より卑いこと）を表わす。或は

『儀禮・鄉飲酒禮』「衆受酬者 受自左」

注「皆西よりするは、介と變わるなり」

の如く、他の役割との違い（ここでは介より卑いこと）を表わす。

『儀禮・聘禮』「公側授宰幣皮如入、右首而來」

注「首を右にするは、生と變わるなり」

『儀禮・小牢饋食禮』「其載于俎、皆進下」

注「下を進ざるは、生と變わるなり。神明に交わる所以なり。敢えて食道を以つてせざるは、敬の至なり」

と、いう場合は、どちらも、生者との違いを言う點で、「異」の例と同様である。「變」の用例も、「異於」と同程度に目立つて用いられるが、その内容は互いに言い換えて差し支えがない。（但し、部分的に見ると、『儀禮・有司徹』に於いて、「異於賓」と「變於士」が注に、數々現われ、使いわけをしていることを疑わせる。（前者は行為者の違ひ、後者は、その禮全體が大夫の禮か士の禮かの違ひ）しかし、全體としてみれば、「異」と「變」の區別は無いようである。）

『三禮注』の注釋に、このような特色があるとすれば、やはり、禮の持つ差別的側面を重視する傾向を、鄭玄の禮思想に認めてよいのではなかろうか。

3

『三禮注』に於ける禮思想に、以上の如き側面があるとすれば、次に考えねばならないのは、禮的行爲の持つ價值的、倫理的側面である。尊卑の別を強調したり、「異」や「變」を重視するのは、どちら

『三禮注』より見た鄭玄の禮思想

かというと禮の外的構造にかかわることがあるので、更にその内面的な意味づけについて、『三禮注』に即して検討する必要がある。固より、その兩者の間に、密接な關係があることは想像される。

そこで、次の例を見てみよう。

『禮記・曲禮上』「揖人必違其位」

注「禮は變を以つて敬となす」

『儀禮・燕禮』「膳宰請羞于諸公卿者」

注「小臣請わずして膳宰を使うは、卑者に於いて彌々略なり。禮は異を以つて敬となす」

『禮記・郊特牲』「籩豆之薦、水土之品也、不敢用常聚味而貴多品、所以交於神明之義也、非食味之道也」

注「言は、禮は異を以つて敬となす」

最初の例は、上述した「變」の内容と少しずれるが、いずれにせよ、「異」や「變」の概念が「敬」と結びつけられ、しかも、禮についての一般論の形で述べられている點に注目しなければならない。

「敬」が「禮」の價値づけとして當然考えられていることを前提としているよう思える。

『孝經・廣要道章』に、「禮は敬たるのみ（禮者敬而已矣）」という表現があるが、

『禮記・檀弓下』「曾子曰、晏子司謂知禮也、已恭敬之有焉」

に於いて、鄭玄はその語を引いており、さらに、
『禮記・曲禮上』「曲禮曰、母不敬」

でも、禮と敬の結びつきを述べている。どちらも、經文に即した解釋

とも考えられるが、『三禮注』全體を通じて見た場合、「敬」なる語は無視できない。

禮に定められた個々の行爲について、「敬也」として意味づけをする注の例は多く、例えば

『儀禮・大射禮』「賓及諸公卿大夫皆興、對曰諾敢不醉、皆反位坐」

注「興き對うるに必ず席より降るは敬なり」

『禮記・內則』「父母舅姑、必嘗之而后退」

注「敬也」

の如くである。「敬」の語は、『禮記』に於いても、目上に對する、或は神靈に對する時の心的態度として用いられ、その内容は限定していくが、『三禮注』に於いて、「敬」が一つの用語として用いられているとするならば、他の用語との關係に於いて、その意味を把握することができるよう。「敬」の用法としては、「敬也」の形の他にも、

『禮記・曲禮上』「見父之執、不謂之進、不敢進、不謂之退、不敢

退、不問不敢對」

注「父の同志を敬うこと、父に事うるが如くす」

のようだ。通常の文脈で用いられる他、「示敬」「廣散」「起敬」「崇敬」の如き、熟語の形でも使われている。

逆に、マイナスの價値を荷う「不敬」は、

『禮記・曲禮下』「振書端書於君前有誅……倒箋側龜於君前有誅」

注「臣事を豫めせざるは不敬なり」

等の用例があり、「敬」は、一般に、禮行爲の對象である相手に、尊敬の念を向けていることである。しかし、さらに考へるならば、先に挙げた例で、「敬」が「異」「變」結びついていることからみても、多くの場合、卑者が尊者に對し

て、敢えて特別な行爲をする點が、強調されているのであろう。『禮記・樂記』の「樂は同たり、禮は異たり、同なれば則ち相い親しみ、異なれば則ち相い敬す」なる言葉も考慮すべきであるし、また、

『儀禮・聘禮』「裼降立」

注「凡そ盛禮に當たるものは充美を以つて敬と爲し、盛禮に非ざる

者は見美を以つて敬と爲す。禮は相い變るを尙ぶなり」

の箇處にも見られるように、「敬」は「異」即ち、禮の秩序内での位置に應じた行動であることを、明確にすることでもある。

『敬』の語だけからは、それ以上の議論はしがたいので、この語が、他の如何なる概念と關係を保ち、體系を成しているか、検討しなければならない。「敬」の反對語として、『檀弓下』では、葬に屬する「哀表之心」と祭に屬する「齊敬之心」が對になつておらず、『三禮注』に於いても、「哀」が「敬」と對で用いられる例は無くはない。また「曲禮士」の「賢者狎而敬之、畏而愛之」に見られる「敬」と「愛」の組み合わせについても同じことが言える。しかし、これらは、いずれも一般的でなく、『三禮注』を通じて體系を成しているとは言ひ難い。

『禮記・緇衣』に、「子曰、小人溺於水、君子溺於口、大人溺於民、皆在其所穢也」とあり、注では「言は、人敬する所に溺れず」と言つていて、棄する所の反對が敬する所と考へられているようである。この「棄」について、さらに見ていくと、『禮記・表記』では、「子曰、齊戒以事鬼神、擇日月以見君、恐民之不敬也」なる言と、「子曰無辭不相接也、無禮不相見也、欲民之母相穢也」なる言い方が並んで見え、文脈の相似から判斷すると、「不敬」と「相穢」は、近い内容であり、「敬」が、秩序（ここでは政治的上下關係）に於ける階差を重

視する方向であるとすれば、「亵」は、それをないしろにする」とであり、正に逆の概念と言える。とくに上述したような「敬」の反対語としてふさわしい言葉である。

ところが、この「敬」と「亵」の対は、更に、次のような内容をも帶びている。つまり、「禮記・禮器」「君子曰、禮之近人情者、非其至者也」

注「人情に近きものは亵、而して之に遠きものは敬」

『同』「郊血、大饗腥、三獻燭、一獻孰」

注「郊は天を祭るなり。大饗は先王を祿るなり。三獻は社稷・五祀を祭る。一獻は群小祀を祭るなり。燭は肉を湯に沉むるなり。血・腥・燭・孰、遠近、古今を備うるなり。尊者は先遠、差降して下り、小祀に至りては孰のみ」

如き表現に含まれているのは、「敬」と「亵」を「人情に近いもの」と「遠いもの」の対立によって考える発想である。實は、この關係は、上述した「郊特性」の文と注でも見られたのだが、一方で、人間の口に合う、味を主とする、日常的な食物があり、他方に、神を祭るために、味覺的には價值の低い、非日常的な食物があり、前者は「亵」であり後者は「敬」である。この対立項は、今の例では、祭祀のランクづけに用いられている。「血」「腥」「燭」「孰」の順で、肉の調理法が「人情に近くなる」のに應じて、祭祀の對象は、小さなものになっていく。

このような内容を、「敬」と「亵」が持つているとすれば、宗教的な秩序づけの原理としての働きと、社會的なそれとの兩方の面がある、と言ってよいだろう。兩者と共に通するのは、上位の存在と下位の存在の間隔を、維持するか、曖昧なものにするか、という點である。

と考えられる。「異」の箇處でも述べたが、社會的な秩序と宗教的な秩序は、時として同じ語で表わされ、考へられており、「敬」と「亵」は、それが比較的明瞭な例と言えるであろう。参考までに、『禮記・表記』には、「子之を言えり。昔、三代の明王、皆天地の神明に事うるに、ト^ト亵の用に非ざるはなし。敢えて其の私亵を以つて上帝に事えず。……子曰く、君子敬すれば則ち祭器を用う。是を以つて日月を廢せず、龜筮に違はず、以つて其の君長に敬事す。是を以つて上は民に瀆せず、下は上に亵せす」を見ると、宗教的秩序と社會的秩序が混然として、しかも「敬」と「亵」の対がその中に見られるのである。

『三禮注』に於ける「亵」について、もう少し考察を加えねばならない。

『儀禮・既夕禮』「凡糗不煎」

注「膏を以つて之を煎らば、則ち^ト亵にして敬に非ず」

これも同様な對であり、

『周禮・天官庖人職』「以共王之膳與其薦羞之物」

注「品物を備うるを薦と曰い、滋味を致すを乃ち羞と爲す。王に薦と言うは、味、^ト亵ならざるを以つて尊と爲す」

ここでも「不^ト亵」が、尊と結びつけられている。

「亵」が、禮の具體的行爲の説明に用いられる場合として、
『儀禮・鄉射禮』「賓不與」

注「昨日の至尊、亵すべからず」（疏によれば、主人の尊敬するところを、たびたび召し出すのは亵瀆である）

これは、確かに「敬」の反対で、賓に對する誤った態度としての「亵」であるが、ここでは、輕々しく、或はたびたび招くことに重點が置かれ、同様な例としては、

『儀禮・鄉飲酒禮』「賓介不與」

注「禮瀆すれば則ち謾なり」

『同』「獻には爵を用い、其の他の解を用う」

注「爵は尊にして、之を慶用せず」

などが挙げられる。この點は、「謾」が元來宗教的文脈で用いられた時に意味が近い。

以上のように、「謾」という概念は、「敬」と對になつてゐるが、別の意味で「敬」の反対方向の内容を持つ語が「謙」である。「敬」が、別禮的秩序に順つて他人を高めることだとすれば、「謙」は自らを低くする心的態度としてとらえられる。

まず、次のように、「謙」が禮の重要な德目であるとする言い方かへ見て、いこう。

『禮記・曲禮下』「侍於君子、不願望而對、非禮也」

注「禮は謙を尙ぶ。願望せざるは、子路の帥爾として對うるが若し」

『禮記・聘義』「垂之如隊、禮也」

注「禮は謙卑を尙ぶ」

「謙」が卑と結びつくことは後述するが、「敬也」という言い方と同様、「謙也」という注釋によつて、個々の禮的行爲の意味づけがされていることが多い。幾つか例をあげれば、

『禮記・曲禮上』「共食不飽」

注「謙也」

『儀禮・燕禮』「主人鮮洗」

注「謙也」

等で別に特殊な意味が含まれてゐるわけではないが、敢えて「謙」の語を多用していることは、『三禮注』の特色と見て良いと思われる。

「敬」の反対的、或は補足的概念として使用されてゐるとすれば、體系的に見て、禮思想の一環を成すものとして考へるべきであろう。

『禮記・玉藻』「徒坐 不盡席尺」

注「前に求むる所なきを示す。謙を忘れざるなり」

『禮記・表記』「是故君子雖自卑而民敬尊之」

注「言は、謙は行を成し德を立つる所以なり」

ここでも、「謙」は、德目として重視されてゐるが、表現として、「卑」特に「自卑」という言い廻しと結びついて用いられることが多い。

『儀禮・士相見禮』「賓對曰、某也、不依於擊、不敢見、固以請」

注「擊に依ると言うは、謙にして自ら卑しするなり」

『儀禮・鄉飲酒禮』「公升如賓禮、辭席、使一人去之」

注「一席を辭するは、謙にして自ら大夫と同じくするなり」

等の例では、「自卑」「自同」と言い、「謙」の内容がより規定されてゐる。禮の規定に循つて、身分に應じた行爲をする場合でも、敢えて一段と卑い位置に身を置こうとする心情が、禮に伴う道德性として評價されている。だから、その逆に自らを尊いものとする、と言うような行動や發想は、否定されるべきものとされるはずであるが、實際に、

『儀禮・鄉射禮』「大夫雖衆、皆與士爲耦」

注「大夫皆、士と耦を爲すは、謙なり。來りて禮を觀るに、同爵自ら相い與にすれば則ち自ら尊別するを嫌うなり」

『同』「賓、主人、大夫不勝則……受解以適西階、北面、立飲」

注「罰爵を受くるは、宜しく自ら尊別すべからざればなり。」

といった箇處では、「自尊別」が、自らを、身分が高いからといって特別にする、という否定的な内容で用いられている。「謙」の語に含

まれる内容が、「自謙」と「不自尊別」の二面から表現されている。

また、意味的には、「謙」と共通する表現として、取りあげるべきものが幾つかある。例えば、

『儀禮・鄉飲酒禮』「主人揖降、賓降、立于階西、當序東西」

注「主人將に介と禮をなさんとす。賓謙にして敢えて堂上に居らず」

では、「謙」と「不敢……」という言い廻しが結びついているが、これには、單獨でも、

『儀禮・士昏禮』「主人如賓服、迎于門外、再拜、賓不答拜、揖入」

注「門外は大門の外なり。答拜せざるは、使を奉じ、敢えて其の盛禮に當たらざるなり」

のようない「謙」と同様の方向で用いられる。

『儀禮・聘禮』「既將公事、賓請歸」

注「敢えて自ら専らにせざるは、謙なり」

のような場合、行為者の意志と他人の意志の兼ね合いが問題となり、自らの意志に由るのでなく、相手の意圖に従うこと、ここでは獨斷を避けることが、價值ありとされる。逆に言えば、自分の考えで相手の行為を推しはかるのは、否定されるべき行為であり、

『儀禮・士昏禮』「問名曰、某既受命、將加諸ト、敢請女爲誰氏」

注「氏を誇うは、謙なり。其の主人の女なるを必せず（不必其主人之女）」

のような場合に、「必」という語で言われるのが、それに當たる。『論語・子罕』に「無必」の語が見えるが、『三禮注』に於いては、このような「不必」が、注釋の形として、幾つか見られ、例えば、

『儀禮・大射禮』「小臣請致者」

注「君一人を使わすか二人なるかを請う。君の命を必せす」

『儀禮・旣夕禮』「凡將禮、必請而後拜送」

注「事を知り畢すと雖も猶お請う。君子は人の意を必せす」

以上の事柄をまとめると、次のように言うことができる。『三禮注』に於ける禮思想では、行為者の内面性も重視されている。その種の徳目として、他人に向っては「敬」、自らに關しては「謙」であることが正しいこととされる。「謙」と「褒」は、逆の價値を荷っており、この三者は、全體として、秩序立つて儀禮行為を解釋するための構組みとして作用している。固より、これで全てを包括できるわけではないが、その他の徳目は、體系的に用いられておらず、經文に即した解釋に止まるものが多いと考えられる。

このような「敬」と「謙」の重視は、禮の持つ差等的秩序を強調するという、先章で論じた内容と、全く相應するものである。

4

以上の二章で検討したような、『三禮注』に見られる禮思想に就いて、同注の他の諸特徴との關わりに於いて、補足的な考察を加えた

い。

先ず、「異」や「變」を強調することに就いて考えてみると、これらは、儀禮的行為が外に表われる、つまり他者に示されるものであることを前提として、その行為が意味するものを相手に傳達することを目的としている。「異」なる行動によつて傳えられるのは、相手に対する敬意ということになる。

この面から見ると、「異」や「變」は、「示」を用いて禮に注釋が加えられている場合の、特殊なものと言えるかも知れない。

「示」なる言い方は、『三禮注』に多く使用され、例えば

『周禮・天官膳夫職』「膳夫授祭」

「注禮、飲食するに必ず祭るは先んずる所有るを示す」

『儀禮・士昏禮』「賓斤西階、當阿東面」

注「阿は棟なり。堂に入ること深きは、親に親しむを示す」

のように、ある行爲の持つ意味を明らかにするものである。この形式としては「示」が多いが、「見」「表」「明」等の語が用いられることがある。いずれにせよ、儀禮上の行爲が、それに止まらず、何らかの意味を他人に傳えるものである、という禮思想を、この表現は、持つていると考えられる。従つて、「異」という注釋がなされている場合も、單に他の禮との相違を言うのではなくて、何かを表現している、という意味とされるのである。

さらに、「敬」や「謙」の強調が、禮の内面性の重視を表わしているとするならば、禮の行爲が、表面的なものでなくして、より深い意味を持つていていることを明らかにしようとする方向の注釋と共通すると言える。「示」の類にもその傾向はあるが、例えば、

『儀禮・士昏禮』「賓拜、受醴、復位」

注「賓位に西階上に復し、北面す。相尊敬するを明らかにする。此の筵は主ら飲食の爲めに起こされず」

のよう、「不主爲」の形を用いる場合等は、幾つか見られるが、禮のより深い意味づけをしている注釋と考えてよいであろう。

しかし、個々の禮行爲に意味が見出され、それが傳達されるものであるとしても、全體として見た場合、その意味内容には、一つの傾向

が見られ、内的秩序を持った體系を成かもしない。先の一章で考察したのが、その體系であり、禮思想ということになる。

ところで、以上の論述に於いて、資料を『三禮注』に限つたのは、まとまった著述として、體系的内容が期徒されたからである。『毛詩鄭箋』以外の彼の著述は、多く断片であり、内容から言つても、禮の體系的注釋として、『三禮注』と比較できるものはない。二・三の用語の類似を取りあげても意味がないので論じない。(彼に近い時代の、断片的にしか残らない經書解釋の書物に就いても同様である)

『毛詩鄭箋』に關しては、上に述べたような注釋のしかたと共に断片的にしか残らない經書解釋の書物に就いても同様である。しかしながら『鄭箋』を見た限りに於いてであつて、『鄭箋』自體の禮思想を論ずるものががあることが確かに指摘できるが、それは、こちらから『鄭箋』を見た限りに於いてであつて、『鄭箋』自體の禮思想を論ずることは不可能である。しかし、一應、例を擧げると、

『周南・漢廣』「之子于歸、言秣其馬」

箋「之子是子なり、謙にして敢えて、其の己に適くを斥せざ」

『周南・麟之跡』「于嗟麟兮、麟之角、振振公族」

箋「麟角の末、肉有り。武有りて用いざるを示す」

『召南・小星』「肅肅宵征、抱衾與裯、寔命不猶」

箋「次序不若、亦た尊卑異なるを言うなり」

等に、似た表現が見える程度である。

それに較べて、後漢の春秋學を代表する何休の『公羊解詁』に於いては、かなりの相似が見出される。元來、『春秋』は、「尊卑を別ち、嫌疑を理むるを謹む」(閔公二年秋八月「我無君也」解詁)と言われているように、『三禮注』で禮の目的とされていてことと共通する。ただ、春秋解釋では、經傳の措辭表現に、その「別尊卑、理嫌疑」の

内容があらわされているとするのが、禮解釋では、主として、禮制と、それに従つた個々の行動の意味づけとして「別尊卑」を考える、その違いはある。

尊卑の別を強調する表現は、以下の如く、『三禮注』と似ている。

「當に各々、一使を使わすべし。尊卑を異にする所以なり」（隱公元年秋七月）

「不錄は無錄なり。皆尊卑を別つ所以なり」（隱公三年三月）
「臣、君に因りて殊尊なるを得ず。女を省するは、尊卑を別つなり」（僖公十五年三月）

「禮は敬を主とす。當に各々一使を使わすべし。尊卑を別つ所なり」（文公八年冬）

最後の例では、「禮主于敬」と「別尊卑」が並舉されていることが注目される。この他にも、「異於」や「謙」「示」の例も見られる。しかし、全體として見れば、「別尊卑」の強調という點を除いては、『三禮注』と同一とは言い難い。個々の用語の類似は、時代と文化の共通性によるものと見ても説明がつく。

以上論じてきたことから、『三禮注』を通して見た鄭玄の禮思想に關して、次のような結論を得る。

第一に、『三禮注』内に於いて、禮思想に關して言えば、體系的な注釋がなされている。少くとも、背後にある體系的な思想に従つて注がつけられていることが窺える。（鄭玄がその點を、どの程度意識していたかは明確でない。無意識に秩序だった注釋を施すこともあり得るからである。）

その事は、注釋に用いられた語が、一定の文脈で用いられ、相互間

に、並立や對立の關係が成り立つてゐることから推測できる。
具體的に言うと、「三禮注」で強調されているのは、尊卑の秩序を明確にするものとしての禮制であり、個々の儀禮的行爲に就いても、その點で意義を認めようとする。

禮に順つた行動は、外面に表われることが重要であると同時に、内面的心理も追求されており、「敬」と「謙」で代表されることが多い。この兩者は、他者に對するも自らに向うとの違いがあるものの、尊卑の秩序の中でそれを主體的に意識した行動をとる、という意味では同じことである。

以上の禮思想は、それ自體の内容としては、傳統的儒教倫理からは離れたものではないが、鄭玄が禮を如何なるものと考えていたか、その一側面として、とらえられると思う。

鄭玄の『六藝論』には、「禮は、尊卑の制を序し、敬讓の節を崇むるなり」（禮者序尊卑之制、崇敬讓之節也）（北堂書鈔）95、『太平御覽』學部引作「崇讓合敬也」なる語が見えるが、この断片的な記述が、彼の禮に對する把握だとすれば、『三禮注』に見られると思われる禮思想と、肝心な部分で重なり合うことは、偶然でないかもしない。

(完)